

中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会会則

(名称・事務所)

第1条 本会は、中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会と称し、事務所を中部学院大学及び中部学院大学短期大学部事務局に置く。

(目的)

第2条 本会は、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部（以下「大学」と称する）の教育の発展と、学生の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 「大学」教育の進展にかかる環境整備
- (2) 学生の福祉の増進と教職員の教育活動補助
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学学生の保護者によるもの
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、寄付または所定の会費を納め、特に後援せられるもの

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|---------|----|--------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (3) 理事 | 若干名 |
| (2) 副会長 | 2名 | (4) 監事 | 2名 |

第6条 本会に顧問をおくことができる。

第7条 役員を選出および任期は次のとおりとする。

- (1) 役員は総会に於いて、会員の互選によって選出する。
- (2) 役員の任期は2ヵ年とする。但し、再選は妨げない。

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、必要に応じ役員会を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 監事は本会の会計を監査する。

(役員会)

第9条 役員会は、役員を以て構成し、本会の運営について審議する。役員会は本会の議決機関とするが、決定事項は総会に報告しなければならない。

2 役員会は、役員の半数以上の出席によって成立する。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回以上開き、役員を選出、並びに役員会の決定事項の報告をうける。

(委員会)

第11条 本会に於いて、特に審議を必要とする事項の生じたときは委員会を設けることができる。

2 前項の委員会の委員は、会長の指名によって選出する。

(会務の執行)

第12条 本会の会務は大学に委嘱する。

2 大学は会務の執行状況を、役員会に報告しなければならない。

(経理および会計年度)

第13条 本会の経費は、会費および寄付金等をもって充てる。

2 会費は、大学の具申に基づき、役員会に於いて決定する。ただし、家計を一にする兄弟姉妹・親子等が在籍する場合、所定の申出手続を経て会費を1名分とする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(会則の改正)

第14条 本会の会則は、役員会に於いて、出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

(表彰)

第15条 本会の会長として活躍いただいた方の退任に際し、感謝状及び記念品を贈呈する。

附 則

- 1 昭和42年4月18日「中部女子短期大学父兄会会則」を施行
- 2 昭和44年4月13日 一部改正
- 3 昭和44年7月25日 一部改正
- 4 昭和58年4月1日「中部女子短期大学父兄会会則」を廃止し、「中部女子短期大学後援会会則」を施行
- 5 昭和60年4月10日 一部改正
- 6 平成9年4月26日「中部女子短期大学後援会会則」を廃止し、「中部学院大学・中部女子短期大学後援会会則」を施行
- 7 平成9年10月25日 一部改正
- 8 平成11年4月1日「中部学院大学・中部女子短期大学後援会会則」を廃止し、「中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会会則」を施行
- 9 平成15年6月7日 一部改正